



まちなか事業所開設支援補助金

直方市は、中心拠点の活性化を目的として、市が指定する区域での事業所の開設にかかる費用の一部を補助します。

※市が指定する区域・・・直方市立地適正化基本計画で示す直方駅周辺地区。市HPで確認できます。

補助対象経費 工事請負費・・・事業開始に必要な工事に限る
備品購入費・・・1品1万円以上のものに限る
※消費税は対象経費に含みません

補助対象経費の1/2または補助上限額のいずれか低い額

補助上限額

50万円

一部条件付きで

100万円

補助対象者

- 申請時点において開店（営業開始）の日を迎えていない者
- 新規創業の場合は、直方市創業支援等事業計画に記載されている認定創業支援等事業又は国の地域創業促進支援委託事業の支援を受け、当該創業支援事業を受けたことを証する書類を有している者。
- 本市の市税又は本市以外の市町村税に滞納がない者。

※一部抜粋

注意事項

- 補助金交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象経費外となります。物件の賃貸借契約は申請前でも大丈夫です。
- 必要な書類が全て揃っていない場合は申請書を受理できません。
- 予算の上限に達した場合は、年度途中であっても受付を停止します。

上記は要綱から一部抜粋した事項です。その他の条件や必要書類については必ず要綱をご自身で確認したうえで申請書を提出してください。

申請の流れ

申請者の手続き

市役所の手続き

START

申請書の提出



※申請書を持参する場合は、書類の確認に時間を要するので事前にお電話で予約してからお越しください。

※申請書受理日から交付決定日まで審査に約2~3週間かかります。

交付決定通知書発出

補助対象事業着手



※交付決定通知書が発出された後に事業着手ができます。途中で変更が生じる場合は必ず事前に相談をしてください。申請内容の変更手続きが必要になる場合があります。

実績報告書の提出

※実績報告書には支払いを証明する書類（領収書など）が必要です

完了検査

※職員が現地で確認します。

交付額確定通知書発出

請求書の提出

補助金の支払い

GOAL

※全ての手続きが終わった後に補助金をお支払いします。

【問い合わせ先】

直方市 産業建設部 商工観光課 商業観光係
〒822-8501 直方市殿町7番1号 5階 54番窓口

TEL0949-25-2156 E-mail n-shoko@city.nogata.lg.jp

市HPはこちら→

